

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第7部門第3区分
 【発行日】令和6年5月15日(2024.5.15)

【公開番号】特開2022-30412(P2022-30412A)
 【公開日】令和4年2月18日(2022.2.18)
 【年通号数】公開公報(特許)2022-030
 【出願番号】特願2020-134444(P2020-134444)
 【国際特許分類】

H 0 4 N 1 / 0 0 (2 0 0 6 . 0 1)

G 0 3 G 2 1 / 0 0 (2 0 0 6 . 0 1)

【 F I 】

H 0 4 N 1 / 0 0 1 2 7 B

H 0 4 N 1 / 0 0 L

G 0 3 G 2 1 / 0 0 3 9 0

10

【手続補正書】

【提出日】令和6年5月7日(2024.5.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ネットワークを介して複数の情報処理装置と通信可能な画像読取装置であって、
 前記ネットワークを介した情報処理装置からの要求に応じて一の情報処理装置に対して
 前記画像読取装置の使用を許可するとともに、使用を許可しなかった情報処理装置を予約
の装置として順に使用を許可するように制御する制御手段を有し、

前記制御手段は、使用が許可された情報処理装置による前記画像読取装置の使用が終了
した際に前記予約の装置のうちの予約の先頭の装置から改めて使用の要求を受ける前
においては、前記画像読取装置を最後に使用した情報処理装置からの要求に対して使用を許可
し、他の情報処理装置からの要求に対して使用を許可しない、ことを特徴とする画像読取
装置。

【請求項2】

前記制御手段により使用が許可された情報処理装置に対して前記画像読取装置の使用が
 許可されたことを示す第1通知を行い、前記制御手段により使用が許可されなかった情報
 処理装置に対して前記画像読取装置が他の情報処理装置により使用されていることを示す
第2通知を行い、使用が許可された情報処理装置による前記画像読取装置の使用が終了し
た際に前記予約の先頭の装置に対して、前記予約の先頭の装置による使用を許可するこ
とが可能となった許可可能状態であることを示す第3通知を行う通知手段を有し、

前記通知手段は、前記制御手段により前記画像読取装置を最後に使用した情報処理装置
 に再度使用が許可された場合に、前記予約の先頭の装置に対して、前記画像読取装置の使
 用を許可できなくなったことを示す第4通知を行う、ことを特徴とする請求項1に記載の
 画像読取装置。

【請求項3】

前記制御手段は、前記第3通知が行われてから一定の期間が経過しても前記予約の先頭
の装置から改めて使用の要求がない場合には、前記予約の先頭の装置を前記予約の装置か
ら除くことを特徴とする請求項2に記載の画像読取装置。

【請求項4】

20

30

40

50

ネットワークを介して複数の情報処理装置と通信可能な画像読取装置の制御方法であって、

前記ネットワークを介した情報処理装置からの要求に応じて一の情報処理装置に対して前記画像読取装置の使用を許可するとともに、使用を許可しなかった情報処理装置を予約の装置として順に使用を許可するように制御するステップと、

前記ステップでは、使用が許可された情報処理装置による前記画像読取装置の使用が終了した際に前記予約の装置のうちの前記予約の先頭の装置から使用の要求を受ける前においては、前記画像読取装置を最後に使用した情報処理装置からの要求に対して使用を許可し、他の情報処理装置からの要求に対して使用を許可しない、ことを特徴とする画像読取装置の制御方法。

10

【請求項 5】

コンピュータを、請求項 1 から 3 のいずれか一項に記載の各手段として機能させるためのプログラム。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

本発明は、上記を鑑み、ネットワークを介して複数の情報処理装置と通信可能な画像読取装置であって、前記ネットワークを介した情報処理装置からの要求に応じて一の情報処理装置に対して前記画像読取装置の使用を許可するとともに、使用を許可しなかった情報処理装置を予約の装置として順に使用を許可するように制御する制御手段を有し、前記制御手段は、使用が許可された情報処理装置による前記画像読取装置の使用が終了した際に前記予約の装置のうちの予約の先頭の装置から改めて使用の要求を受ける前においては、前記画像読取装置を最後に使用した情報処理装置からの要求に対して使用を許可し、他の情報処理装置からの要求に対して使用を許可しない、ことを特徴とする。

20

30

40

50